

意匠の加速審査試行作業方案 Q&A

1. Q : 加速審査を提出できる期間は？
A : 出願人が本局より初審の審査に入る旨の通知を受けたあとで、且つ1回目の審査意見通知書を受け取る前でなければならない。請求期間の規定に違反した場合、当該出願は加速審査手続に盛り込まれない。
2. Q : 紙による願書について意匠の加速審査を請求することは可能か否か。
A : 不可。公文書の通知時間短縮という政府の電子化政策に合わせ、本局はすでに完全な電子出願環境を構築していることから、本方案は電子出願のみの適用となる。電子出願を使用していない場合、e 網通网站/支援/如何進行電子申請 (e ネット通信/支援/電子出願方法) を参考にさせていただきたい。
3. Q : 意匠の加速審査事由にはどのようなものがあるか。
A : 本方案の加速審査請求事由は計 3 種類あり、以下のとおりである。
事由 1 : 第三者による商業上の実施。
事由 2 : 加速審査を請求する意匠が国内外の著名なデザイン賞を獲得。
事由 3 : スタートアップ企業の意匠出願。
4. Q : 加速審査の請求は手数料を収める必要があるのか。
A : 試行期間においては、本方案は加速審査の請求手数料を免除する。
5. Q : 意匠を出願すると同時に加速審査を請求することは可能か。
A : 不可。出願人が意匠出願をしたあと、本局は関連の手続作業を完成させてはじめて、当該案件の実体審査に入ることから、出願人は本局より初審の審査に入る旨通知を受けてから加速審査を請求できる。
6. Q : 加速審査の請求書類に不備がある時、出願人に期限を設けて関連資料の補正を要求するのか否か。このような状況の場合、審査結果はいつ届くのか。
A : 審査官が加速審査請求書類に不備を発見した時、出願人に書類を補正するよう書簡で通知する。出願人が関連資料を補正する前は、いずれも一般の審査手続に戻して処理し、出願人が加速審査の関連書類を完備した日を待って加速審査手続に入る。出願人が送付した書類が完備した場合、本

局は別途書簡にて出願人に通知せず、原則的に書類提出が完備してから2か月以内に出願人は審査結果を受け取る（登録査定又は審査意見通知書を含む）。

7. Q:「第三者による商業上の実施」が加速審査の事由の場合、どのような書類を提出する必要があるか。

A:当該出願が請求する意匠がすでに製造された商品の写真、商品カタログ、新聞・雑誌等、いずれも専利出願人が商業上の実施をしていないと証明できる書類、並びに専利出願人ではないという情報、実施行為及びその開始時間を明記すること。

8. Q:「加速審査を請求するデザインが国内外の著名なデザイン賞を受賞」が加速審査の事由である場合、現在受理している賞にはどのようなものがあるか。

A:現在受理している賞は計5種類あり、以下のとおり:

- (1) 台湾 Golden Pin Design Award
- (2) ドイツ if Design Award
- (3) ドイツ Red Dot Design Award
- (4) 日本 Good Design Award
- (5) 米国 International Design Excellence Awards, IDEA

9. Q:「加速審査を請求するデザインが国内外の著名なデザイン賞を受賞」が加速審査の事由である場合、提出すべき書類は何か。

A:出願人の名称と一致する賞状及び受賞したデザインの外観の証明書類、また主催者側の公式サイトのスクリンショット（受賞者名、受賞図面及びハイパーリンク情報が必要）の提出でも可。

10. Q:「加速審査を請求するデザインが国内外の著名なデザイン賞を受賞」が加速審査事由の場合、工程を考慮し、意匠の図面と受賞したデザインの外観に若干差異が生じる可能性を排除できない。このような状況が発生した場合、本項事由に符合できるのか否か。

A:デザイナーが国内外の著名なデザイン賞に参加した時、通常デザインの概念の伝達を比較的重視するが、意匠出願時に工程又は商品化を考慮し受賞したデザインの外観を若干変更せざるを得ない。そこで、審査官は受賞したデザインの外観と意匠出願の図面との認定において、形式上の完全一致は追求しない。デザインの外観の細部に変化があるが、全体の視覚的

効果に影響がない場合、依然として「同一意匠」の範囲に属し、本項の加速審査事由に符合すると認定する。

11. Q:「スタートアップ企業の意匠出願」が加速審査事由の場合、どのような書類を提出しなければならないか。

A: 証明書類を提出する必要はない。本局は商工登記公示資料からサービスサイトを検索し審査をする。

12. Q:「スタートアップ企業の意匠出願」が加速審査事由の場合、外国の出願人に本方案が適用されるか否か。適用する場合、会社設立日を証明する書類を提出しなければならないか。

A: 出願人が外国企業の場合、当該外国人の本国の法に基づき、設立 8 年未満の事業者は本方案を適用し、前述の 8 年未満は台湾人の計算と等しい。ただし、会社設立日を証明する書類を中国語の翻訳付きで提供しなければならず、上述の証明書類が正本でない場合は誓約書を提出しなければならない。

13. Q: スタートアップ企業の設立 8 年未満の期間はどのように計算するか。

A: スタートアップ企業の設立日から出願の出願日を計算して 8 年未満とする。出願について優先権を主張する場合、会社設立期間の計算は最も早い優先日を基準とする。

14. Q:「スタートアップ企業の意匠出願」が加速審査事由の場合、出願件数の制限はあるか。

A: 各スタートアップ企業が同一年度に請求できる本方案の件数は 3 件を上限とする。